

## 別紙1

### 社会保険加入促進計画

平成24年9月20日  
一般社団日本空調衛生工事業協会

#### 1 基本方針

平成24年3月26日付の土地・建設産業局長から会長宛の要請「建設産業における社会保険加入の徹底について」に的確に対応することとし、上記要請文に添付されている「建設業における社会保険未加入問題への対策について」骨子に従い、その「総合的対策の推進」に努め、「対策の進め方と目指す姿」を達成することを目標とする。

#### 2 計画期間など

計画期間は5年間とするが、この当初計画では「建設業における社会保険未加入問題への対策について」骨子の「対策の進め方」(2)で見直しを行うとされている中間時点までの間の取り組みを中心とする。

特に、平成24年度は、社会保険未加入対策の具体化に関する検討会が作成した「建設業における社会保険未加入問題への対策について」の「対策の進め方」(3頁の参考資料)に従い、「周知啓発重点期間」とし、続く「加入指導重点期間」における加入指導が円滑に進められるよう、周知啓発と社会保険加入状況の把握を重点的に行う。

#### 3 推進協議会への参加

国交省からの参加要請に従い、社会保険未加入対策推進協議会(以下「協議会」という。)やそのWGに引き続き参加する。

#### 4 社会保険加入状況の把握

企業会員の協力を得て、その協力会社の状況を含め、社会保険加入状況の実態を把握するための調査を行う。

#### 5 関連情報の会員への提供及び周知・啓発

会長から会員への文書による通知、事務局からの随時の連絡及びメール、関連情報を集めたホームページの作成・更新、機関誌「空衛」での情報提供などにより、建設業許可部局及び社会保険担当部局の動向等の他、関連情報の会員への提供に努める。

また、企業会員の安全大会、新規入場者教育などの機会を通じて、協力会社等への周知・啓発に努める。

## 6 標準見積書の作成についての要請への対応

平成24年6月13日付の建設市場整備課長から会長宛の要請「各専門工事業団体における標準見積書の作成について」に従い、市場問題委員会において検討・作成した標準見積書案及びその作成手順書案について、試行を行い、その結果を踏まえより円滑な見積が行えるよう成案の作成に努める。

## 7 専門工事業団体との連携

この計画の実施に当たっては、空調衛生工事業に係る専門工事業団体のうち、協議会に参加している一般社団法人日本配管工事業団体連合会、一般社団法人全国ダクト工業団体連合会及び一般社団法人日本保温保冷工業協会との連携を図る。

## 8 ダンピング受注の防止と適正工期の確保

ダンピング受注及び工期のしわ寄せについては、平成18年6月及び平成20年11月に発出した会長通知に従い、これらの適正化に努めているところであるが、引き続きダンピング受注の防止と適正工期の確保に努める。

## 9 その他

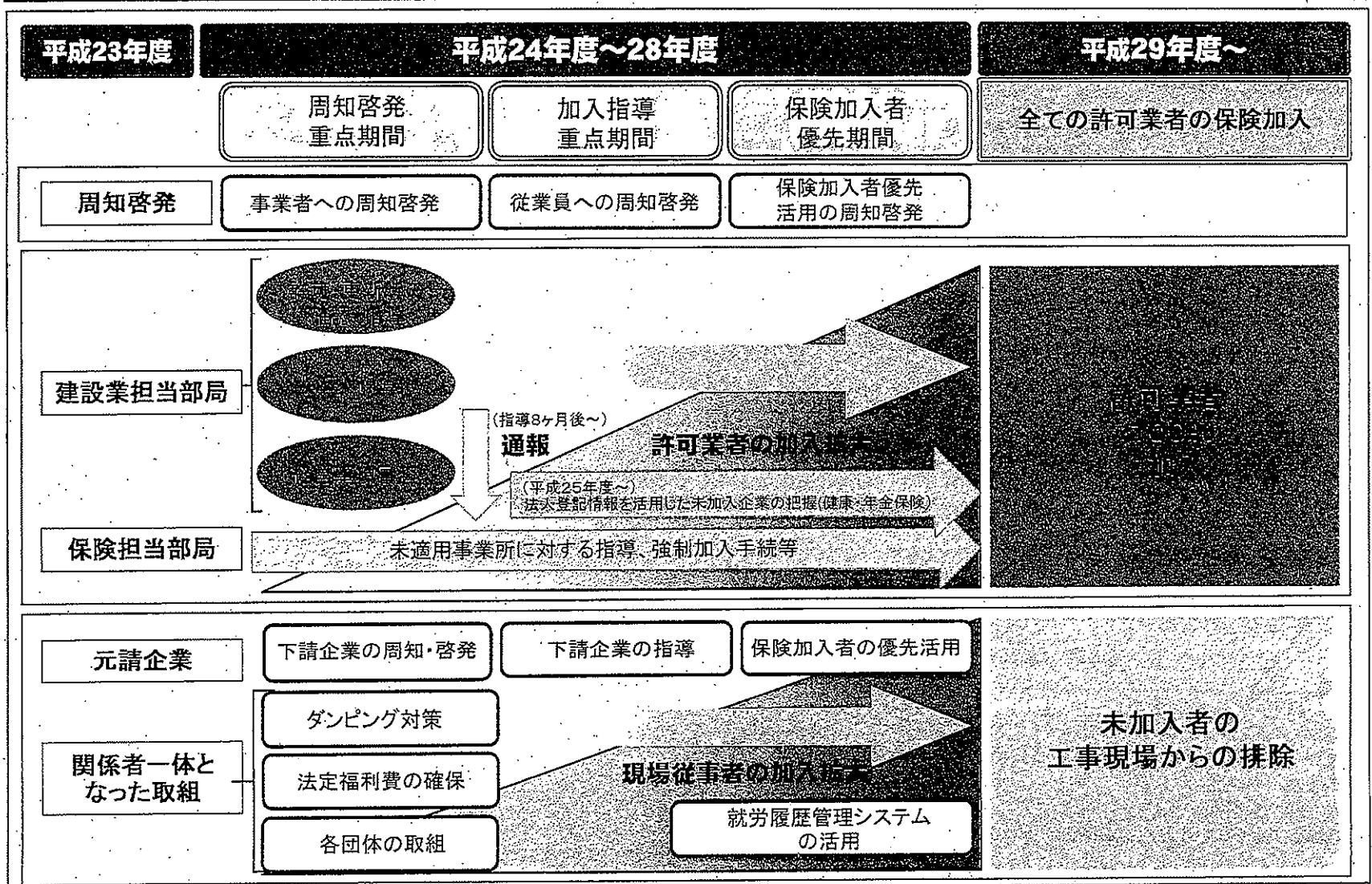
(1) 「建設業における社会保険未加入問題への対策について」骨子で推進するとされている「就労履歴管理システム」が互換性、統一性のあるものとして実現されること及びその実現に向けた検討に早期に着手されることを期待する。

(2) 毎年、計画の実施状況をフォローアップするとともに、必要に応じて計画の改定を行う。

<参考>

「社会保険未加入対策の具体化に関する検討会」が作成した「建設業における社会保険未加入問題への対策について」の「対策の進め方」

## 対策の進め方



## 別紙2 標準見積書及びその作成手順案

### 法定福利費の内訳明示のための 標準見積書及びその作成手順（案）

平成24年9月4日  
市場問題委員会

平成24年6月13日付の国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長から会長宛の要請「各専門工事業団体における標準見積書の作成について」に従い、法定福利費の内訳を明示するための標準見積書及びその作成手順を以下の通り定める。

#### 1. 標準見積書

見積書は、見積金額に消費税を含む場合と消費税を含まない場合及び経費を明示する場合と経費を明示しない場合の4種類（別表1から4）のうちのいずれかの書式によるものとし、見積金額の下段に、「（法定福利費相当額○○円を含む）」と記載することとする。

#### 2. 標準見積書の作成手順

見積書に記載する法定福利費相当額は、以下の手順に従い算出する。ただし、労務費を積み上げることによる等以下の手順と異なる適切な算出方法によることを妨げるものではない。

イ 対象工事の見積金額に、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第8号）別表第2の事業の種類に応じた労務費率を乗じて想定賃金総額を算定する。

ロ イの想定賃金総額に、下記の法定福利費事業主負担率を乗じて法定福利費相当額を算定する。

#### 【 法定福利費事業主負担率】

種別	事業主負担
健康保険	49.85/1000
介護保険	7.75/1000
厚生年金保険	82.075/1000
雇用保険	10.5/1000
合計	150.175/1000

注) 平成24年度東京都の例による

#### <参考>

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第8号）

別表第2 労務費率表（抜粋）

事業の種類の分類	事業の種類	請負金額に乗ずる率
建設事業	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	21%
	既設建築物設備工事業	22%
	機械装置の組立て又は据付けの事業	38%
		21%
	その他の建設事業	23%

備考 この表の事業の種類の細目は、別表第1の事業の種類の細目とおりとする。

別表1(税込み・外経費)

○ ○ ○ ○ 工事見積書					
			平成 年 月 日作成		
			金 円		
(法定福利費相当額			円を含む)		
[種目別内訳例]					
名 称	摘 要	数量	単位	金 領	備 考
1 空調・換気設備		一式		〇〇〇〇〇〇〇	
2 衛生設備		一式		〇〇〇〇〇〇	
小 計				〇〇〇〇〇〇〇	
共通費					
I. 共通仮設費		一式		〇〇〇〇	
II. 現場経費		〃		〇〇〇〇〇	
III. 諸経費		〃		〇〇〇〇〇	
小 計				〇〇〇〇〇	
合 計				〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
消費税相当額		一式		〇〇〇	
総 合 計				〇〇〇〇〇〇〇〇〇	

別表2（税込み・内経費）

平成 年 月 日作成					
<u>○ ○ ○ ○ 工 事 見 積 書</u>					
			金	円	
			(法定福利費相当額		円を含む)
〔種目別内訳例〕					
名 称	摘 要	数 量	単 位	金 領	備 考
1 空調・換気設備		一式		〇〇〇〇〇〇〇	
2 衛生設備		一式		〇〇〇〇〇〇	
合 計				〇〇〇〇〇〇〇	
消費税相当額		一式		〇〇〇	
総 合 計				〇〇〇〇〇〇〇〇	

別表3（税別・外経費）

平成 年 月 日作成					
<u>○ ○ ○ ○ 工事見積書</u>					
金 円					
(法定福利費相当額 円を含む)					
<b>[種目別内訳例]</b>					
名 称	摘 要	数量	単位	金 領	備 考
1 空調・換気設備		一式		○○○○○○○	
2 衛生設備		一式		○○○○○○○	
<b>小 計</b>				○○○○○○○	
共通費					
I. 共通仮設費		一式		○○○○	
II. 現場経費		"		○○○○○	
III. 諸経費		"		○○○○○	
<b>小 計</b>				○○○○○	
<b>合 計</b>				○○○○○○○○○○	
<b>注)</b>	本見積金額には消費税額を含みません。				

## 別表4（税別・内経費）

○ ○ ○ ○ 工事見積書					
金				円	
(法定福利費相当額)			円を含む)		
[種目別内訳例]					
名称	摘要	数量	単位	金額	備考
1 空調・換気設備		一式		○○○○○○○○	
2 衛生設備		一式		○○○○○○○○	
合計				○○○○○○○○	

注) 本見積金額には消費税額を含みません。

### 別紙3 社会保険加入状況調査結果

#### 1 調査の回答率及び従業員数

回答企業数は89社で、調査への回答率は90%。回答企業の従業員総数は56,793名。

#### 2 企業会員の加入状況

##### イ 社会保険の企業としての加入状況

健康保険については、健康保険組合に加入が51社(57%)、全国健康保険協会に加入が38社(43%)。

厚生年金及び雇用保険については、回答企業89社全てが加入。

社会保険に未加入とする企業はなく、加入促進計画の5年後の目標は達成している。

##### ロ 従業員の加入状況

健康保険については、健康保険組合に加入が94%、全国健康保険協会に加入が4%、国民健康保険に加入が1%、未加入が0.2%。

厚生年金については、加入が99%、適用除外が1%、未加入が0.1%。

雇用保険については、加入が98%、適用除外が2%、未加入が0.03%。

未加入との回答がそれぞれ若干数存在するが、加入促進計画の5年後の目標は達成している。しかし、調査要領での適用除外、未加入等の説明が必ずしも十分でなかったこともあり、必ずしも実態を反映したものといえない可能性もある。次回以降の調査票を改良し、実態把握につとめていきたい。

#### 3 協力会社の加入状況

##### イ 協力会社及び協力会の状況

協力会社の総数は10,193社、協力会ありと回答のあった企業は67社。

##### ロ 社会保険の加入状況

健康保険については、健康保険組合に加入が36%、全国健康保険協会に加入が54%、適用除外が3%、未加入が8%。

厚生年金については、加入が88%、適用除外が4%、未加入が8%。

雇用保険については、加入が91%、適用除外が3%、未加入が6%。

協力会社については、企業としての加入状況のみ調査したが、5年後の目標は達成しておらず、今後周知徹底等に努める必要がある。

国土建整第115号  
平成24年9月13日

(一社) 日本空調衛生工事業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長



### 法定福利費の確保による社会保険等未加入対策の徹底について

建設業においては、「建設産業における社会保険加入の徹底について」(平成24年3月26日国土建第342号・国土建整第183号国土交通省土地・建設産業局長通知)によりお知らせしているとおり、産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、事業者間の公平で健全な競争環境の構築を進めるため、発注者、元請企業、下請企業など関係者を挙げて、雇用、健康、厚生年金保険(以下「社会保険等」という。)の未加入対策を総合的に進めているところです。

こうした取組を進めるに当たっては、社会保険等に加入するための原資となる法定福利費が、発注者から元請企業、下請企業へ、更に個々の技能労働者まで適正に支払われるようになりますことが重要ですが、その実現のためには、各段階ごとに課題を整理し、関係者による対策を講じることが必要です。

については、元請企業となる建設企業は、必要な法定福利費の確保と下請企業への社会保険等の加入指導等の両面から重要な役割を担うものであることから、下記について傘下の会員企業各位に周知していただくとともに、本通知の2で要請している次の①から④の取組が着実に行われるよう、傘下の会員企業各位に周知徹底いただくことをお願いいたします。また、会員企業内部において、工事の受注担当部局や専門工事業者の調達部門、加入指導を行う現場関係者等も含め、必要な部署に徹底されるよう、周知方をお願いいたします。

- ①適正な法定福利費の確保
- ②適正な法定福利費を含んだ見積・契約の実施
- ③法定福利費が内訳明示された標準見積書の尊重
- ④下請企業への社会保険加入の指導の徹底

併せて、貴団体におかれても法定福利費確保の方針を明確化するとともに、発注者団体への法定福利費確保の働きかけを行い、適正な法定福利費が確保されるよう、積極的な取り組みをお願いいたします。

## 1. 社会保険等未加入対策における法定福利費確保の重要性

社会保険や労働保険は労働者が安心して働くために必要となる重要な制度です。このため、社会保険、労働保険は法律により一定の要件を満たす場合には必ず加入することが義務づけられる強制加入の方式がとられています。これらの保険料は建設企業が義務的に負担しなければならない法定福利費であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる単位」に含まれる大変重要な経費です。

一方、建設投資の減少等により過度の価格競争が進むことで、本来固定費であるべき法定福利費ですら変動費化するような行き過ぎた競争の結果、請負額に法定福利費を適正に計上しない企業が競争上有利となって、適正に計上している企業が競争上不利となる矛盾した状態となっています。

こうした状況を踏まえ、現在、建設産業においては、関係者が一体となって社会保険未加入対策を進め、産業の持続的な発展に必要な人材の確保、公平で健全な競争環境の構築に取り組んでいるところですが、社会保険等への加入に当たっては、その前提として、法定福利費の適正な確保が課題です。

なお、国土交通省では、直轄工事における法定福利費について、土木工事では従来実態調査での支払額に基づく現場管理費への計上であったものを改め、本年4月から本来事業者が負担すべき額を予定価格に適切に反映できるよう、現場管理費率式の見直しを行いました。また、建築工事では、本来事業者が負担すべき法定福利費の額について、従来より予定価格に適切に反映しているところです。

## 2. 法定福利費の確保に向けた取組

元請企業となる建設企業には、発注者から受注する側面と、下請企業に発注する側面があります。下請企業に法定福利費が着実に支払われるようにするためには、それぞれの側面において以下の取組を行うことが不可欠ですので、ご理解と着実な取組をお願いいたします。

### (1) 受注者・元請企業としての基本的立場（適正な法定福利費の確保）

法定福利費については、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」（平成23年8月）において、社会保険や雇用保険の保険料にかかる受注者の費用は、労災保険料とともに受注者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるべきものとされ、発注者及び受注者は見積時から法定福利費を必要経費として適正に考慮すべきとされています。

また、「建設業法令遵守ガイドライン（再改訂）－元請負人と下請負人の関係に係る留意点－」（平成24年7月。以下「元下間法令遵守ガイドライン」）では、元請負人及び下請負人は見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要があるとされています。

これらを踏まえ、傘下の会員企業に対し、改めてこれらの点について十分認識していただき、受注・下請契約いずれの側面においても法定福利費は価格競争上の変動費として扱うべきではなく、契約の見積時から契約まで必要な労務費と合わせて適正な法定福利費が確保さ

れるよう、営業担当者も含めて周知徹底方よろしくお願ひいたします。併せて、団体として契約の見積時から契約まで適正な法定福利費の確保に努める旨を、貴団体の加入促進計画等で明らかにされるようお願ひいたします。

#### （2）注文者との関係（適正な法定福利費を含んだ見積・契約の実施）

建設業者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条第1項の規定により、請負契約の締結に際し、経費の内訳を明らかにして見積もりを行う努力義務が課せられており、同条第2項により、注文者から請求があったときは、請負契約が成立するまでの間に、建設工事の見積書を提示しなければならないこととされています。これを踏まえれば、見積もりの際、法定福利費についても経費の一環として適正に含んだ形で、内訳を明示した見積もりを行うことが適切です。

また、「法定福利費の確保による社会保険等未加入対策の徹底について」（平成24年7月23日国土建整第77号国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通知）により、主要民間発注者に対し、建設工事の発注に当たって、

- ①公正な競争が成り立つよう必要以上の低価格による発注をできる限り避け、必要な経費を適切に見込んだ価格による発注を行い、
- ②発注する工事についての建設作業を担う技能労働者等に係る法定福利費が着実に確保されるよう、見積・入札・契約の際に配慮頂くことについて、要請したところです。

については、貴団体におかれでは、傘下の会員企業に対し、法定福利費相当額を含む適正な金額による見積の実施・請負契約の締結を発注者に求めていくよう周知いただくとともに、傘下の会員企業の取り組みを支えるため、貴団体から各発注者団体に対し、法定福利費の確保を要請するなど働きかけていただくようお願いいたします。

#### （3）下請企業との関係①（法定福利費が内訳明示された見積書を尊重した下請契約の締結）

現在下請企業との請負契約においては、見積の際、法定福利費が明示されていないトン単価や平米単価に法定福利費を含めているなど、法定福利費の内訳が分かりにくい状況となっていることから、現在、各専門工事業団体に対し、見積時に法定福利費を明示するための標準見積書等の作成を依頼しているところです（「専門工事業団体における標準見積書の作成について」（平成24年6月13日国土建整第48号国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通知））。

については、傘下の会員企業に対し、今後、見積時に適正な法定福利費の内訳が明示された見積書が下請企業から提示された場合には、これを尊重した建設工事の請負契約が締結されるよう周知をお願いいたします。

なお、元下間法令遵守ガイドラインにおいては、下請負人の見積書に法定福利費相当額が明示されているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、法定福利費相当額を一方的に削減したり、法定福利費相当額を含めない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがあると

されているところです。

#### (4) 下請負企業との関係②（社会保険加入の指導の徹底）

「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成23年8月閣議決定）では、社会保険・労働保険に関する法令を遵守しない企業は不良・不適格業者として位置付けられています。

また、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」（平成24年7月）では、元請企業に対し、その請け負った建設工事に従事するすべての下請企業に対する社会保険加入の指導等の徹底を求めるとともに、遅くとも平成29年度以降の未加入事業者の排除を要請しているところです。

一方で、下請企業には、社会保険加入を求められるものの労務費が切り下げられるだけで必要な法定福利費が確保されないのではないか、安値を求める余り安全や技術が考慮されないのではないか、指し値発注や後払い・後契約が行われるのではないかといった不安が見られます。

については、傘下会員企業に対し、下請企業の選定や加入指導に当たっては、元請企業が必要な法定福利費を確保する一方でこういった下請企業の不安の解消に努めつつ、社会保険加入の指導等の徹底と、遅くとも平成29年度以降の未加入事業者の排除に向け取り組みを進めさせていただくよう周知をお願いいたします。

## <参考>

### ○建設業法（昭和24年法律第100号）（粹）

（不当に低い請負代金の禁止）

第十九条の三　注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

（建設工事の見積り等）

第二十条　建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとに材料費、労務費その他の経費の内訳を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。

2　建設業者は、建設工事の注文者から請求があつたときは、請負契約が成立するまでの間に、建設工事の見積書を提示しなければならない。

3　（略）

### ○発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン（平成23年8月）（粹）

「社会保険や労働保険は労働者が安心して働くために必要な制度であり、強制加入の方式がとられている。

具体的には、健康保険と厚生年金保険については、法人の場合にはすべての事業所について、個人経営の場合でも常時5人以上の従業員を使用する限り、必ず加入手続を行わなければならず、また、雇用保険については、建設事業主の場合、個人経営が法人かにかかわらず、労働者を1人でも雇用する限り、必ず加入手続をとらなければならない。

このため、受注者には、これらの保険料に係る費用負担が不可避となっている。

これらの保険料にかかる受注者の費用は、労災保険料とともに受注者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるべきものである。

このため、発注者及び受注者は見積時から法定福利費を必要経費として適正に考慮すべきであり、法定福利費相当額を含まない金額で建設工事の請負契約を締結した場合には、発注者がこれらの保険への加入義務を定めた法令の違反を誘発するおそれがあるとともに、発注者が建設業法第19条の3に違反するおそれがある。」

### ○公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成23年8月閣議決定）（粹）

「5 その他入札及び契約の適正化に関し配慮すべき事項

（1）不良・不適格業者の排除に関すること

不良・不適格業者とは、一般的に、技術力、施工能力を全く有しないいわゆるペーパーカンパニー、経営を暴力団が支配している企業、対象工事の規模や必要とされる技術力からみて適切な施工が行い得ない企業、過大受注により適切な施工が行えない企業、建設業法その他工事に関する諸法令（社会保険・労働保険に関する法令を含む。）を遵守しない企業等を指

健康保険と厚生年金保険については、法人の場合にはすべての事業所について、個人経営の場合でも常時5人以上の従業員を使用する限り、必ず加入手続を行わなければならない。また、雇用保険については建設事業主の場合、個人経営か法人かにかかわらず、労働者を1人でも雇用する限り、必ず加入手続をとらなければならない。

これらの保険料は、建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものである。

このため、元請負人及び下請負人は見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要がある。

下請負人は、見積書に法定福利費相当額を明示すべきであり、下請負人の見積書に法定福利費相当額が明示されているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、法定福利費相当額を一方的に削減したり、法定福利費相当額を含めない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

また、社会保険・労働保険への加入は法律で義務づけられているので、保険未加入業者は、その情状によっては、建設業法第28条第1項第3号の「その業務に關し他の法令に違反し、建設業者として不適當」に該当するおそれがある。」

# 法定福利費の確保による社会保険等未加入対策の徹底について

(国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通知（平成24年9月13日）の趣旨)

発注者団体

元請団体

○法定福利費の確保に努める旨を、団体の加入促進計画等で明示

○会員企業の取り組みを支えるため、団体から各発注者団体に対し、法定福利費の確保を要請するなど働きかけ。

## <傘下企業への周知事項>

- ①適正な法定福利費の確保
- ②適正な法定福利費を含んだ見積・契約の実施
- ③法定福利費が内訳明示された標準見積書の尊重
- ④下請企業への社会保険加入の指導の徹底

## <元請企業の役割>

発注者

元請企業

下請企業

②法定福利費を含む適正な金額による見積・請負契約の締結を発注者に求めること

①法定福利費は競争上変動費として扱うべきではなく、見積から契約まで必要な労務費と合わせて適正な法定福利費を確保すること

③見積時に法定福利費の内訳が明示された標準見積書が専門工事業者から提示された場合には、これを尊重して請負契約を締結すること

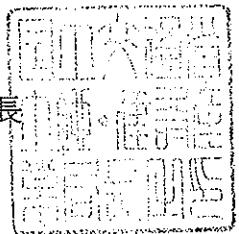
④必要な法定福利費を確保し、下請企業の不安の解消に努めつつ、社会保険加入の指導等の徹底、将来的な未加入事業者の排除に向け取り組みを進めること

國土建第214号

平成24年10月24日

(一社) 日本空調衛生工事業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局長



### 建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準の一部改正について

平成23年6月に建設産業戦略会議において取りまとめられた「建設産業の再生と発展の方策2011」において、「建設産業行政担当部局が、社会保険等担当部局における加入徹底の取り組みと連携して、建設産業の健全な発展を促進する観点から指導監督していく枠組みが必要である。」との方針が示されました。これを踏まえ、建設業の許可・更新の申請時に、新たに健康保険等の加入状況を記載した書面の提出を義務付けること等を内容として、建設業法施行規則を改正（平成24年国土交通省令第52号、5月1日公布）したところです。

さらに、平成24年11月1日の改正建設業法施行規則の施行以後、社会保険未加入企業への加入指導を開始することとしておりますが、これにあわせ、今般「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について」（平成14年3月28日国総建第67号）の一部を別添のとおり改正し、平成24年11月1日以後に行われた不正行為等について、改正後の基準によって監督処分を実施することとし、その旨北海道開発局長、各地方整備局長及び沖縄総合事務局長に対して通知したところです。

つきましては、貴団体におかれましては、法令遵守の徹底の一層のご配慮、貴団体傘下事業者への改正後の基準の周知徹底をお願いします。

## 建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準

### 一 趣旨

本基準は、建設業者による不正行為等について、国土交通大臣が監督処分を行う場合の統一的な基準を定めることにより、建設業者の行う不正行為等に厳正に対処し、もつて建設業に対する国民の信頼確保と不正行為等の未然防止に寄与することを目的とする。

### 二 総則

#### 1 監督処分の基本的考え方

建設業者の不正行為等に対する監督処分は、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進するという建設業法の目的を踏まえつつ、本基準に従い、当該不正行為等の内容・程度、社会的影響、情状等を総合的に勘案して行うものとする。

#### 2 監督処分の対象

##### (1) 地域

監督処分は、地域を限定せずに行うことを基本とする。ただし、営業停止処分を行う場合において、不正行為等が地域的に限定され当該地域の担当部門のみで処理されたことが明らかな場合は、必要に応じ地域を限って処分を行うこととする。この場合においては、当該不正行為等が行われた地域を管轄する地方整備局又は北海道開発局（当該地域が沖縄県の区域にあっては沖縄総合事務局）の管轄区域全域（九州地方整備局にあっては沖縄県の区域全域を、沖縄総合事務局にあっては九州地方整備局の管轄区域全域を含む。）における処分を行うことを基本として地域を決定することとする。なお、役員が不正行為等を行ったときは、代表権の有無にかかわらず、地域を限った処分は行わない。

##### (2) 業種

監督処分は、業種を限定せずに行うことを基本とする。ただし、営業停止処分を行う場合において、不正行為等が他と区別された特定の工事の種別（土木、建築等）に係る部門のみで発生したことが明らかなときは、必要に応じ当該工事の種別に応じた処分を行うこととする。この場合においては、不正行為等に関連する業種について一括して処分を行うこととし、原則として許可業種ごとに細分化した処分は行わない。

### (3) 請負契約に関する不正行為等に対する営業停止処分

建設工事の請負契約に関する不正行為等に対する営業停止処分は、公共工事の請負契約（当該公共工事について下請契約が締結されている場合における各下請契約を含む。）に関して不正行為等を行った場合はその営業のうち公共工事に係るものについて、それ以外の工事の請負契約に関して不正行為等を行った場合はその営業のうち公共工事以外の工事に係るものについて、それぞれ行うものとする。

## 3 監督処分等の時期等

- (1) 他法令違反に係る監督処分については、原則として、その刑の確定、排除措置命令又は課徴金納付命令の確定等の法令違反の事実が確定した時点で行うことと基本とするが、その違反事実が明白な場合は、刑の確定等を待たずに行なうことを妨げるものではない。
- (2) 贈賄等の容疑で役員等が逮捕された場合など社会的影響の大きい事案については、営業停止処分その他法令上の必要な措置を行うまでに相当の期間を要すると見込まれるときは、これらの措置を行う前に、まず、法令遵守のための社内体制の整備等を求める内容とする勧告を書面で行うこととする。
- (3) 公正取引委員会による警告が行われた場合、建設業者が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼすおそれがある場合、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合等で必要があるときは、監督処分に至らない場合であっても、勧告等の措置を機動的に行うこととする。
- (4) 指示処分を行った場合においては、建設業者が当該指示に従っているかどうかの点検、調査を行う等の所要の措置を講ずることとする。

## 4 不正行為等が複合する場合の監督処分

不正行為等が複合する場合の監督処分の基準は、次のとおりとする。なお、情状により、必要な加重又は減輕を行うことを妨げないものとする。

### (1) 一の不正行為等が二以上の処分事由に該当するとき

当該処分事由に係る監督処分の基準のうち当該建設業者に対して最も重い処分を課すこととなるものに従い、監督処分を行うこととする。

### (2) 複数の不正行為等が二以上の処分事由に該当するとき

① 建設業者の複数の不正行為等が二以上の処分事由に該当する場合で、それが

## 営業停止処分事由に当たるとき

イ 複数の不正行為等が二の営業停止処分事由に該当するときは、それぞれの処分事由に係る監督処分基準に定める営業停止の期間の合計により営業停止処分を行うこととする。ただし、一の不正行為等が他の不正行為等の手段又は結果として行われたことが明らかなときは、それぞれの処分事由に係る監督処分の基準のうち当該建設業者に対して重い処分を課すこととなるものについて、営業停止の期間を2分の3倍に加重して行うこととする。

ロ 複数の不正行為等が三以上の営業停止処分事由に該当するときは、情状により、イに定める期間に必要な加重を行うものとする。

### ② 建設業者の複数の不正行為等が二以上の処分事由に該当する場合で、ある行為が営業停止処分事由に該当し、他の行為が指示処分事由に該当するとき

営業停止処分事由に該当する行為については上記二4(2)①又は下記三の定めるところにより営業停止処分を行い、指示処分事由に該当する行為については当該事由について指示処分を行うこととする。

### ③ 建設業者の複数の不正行為等が二以上の処分事由に該当する場合で、それが指示処分事由に当たるとき

原則として指示処分を行うこととする。なお、不正行為等が建設業法第28条第1項各号の一に該当するものであるときは、当該不正行為等の内容・程度等により、営業停止処分を行うことを妨げないものとする。

## (3) 複数の不正行為等が一の処分事由に2回以上該当するとき

### ① 建設業者の複数の不正行為等が一の営業停止処分事由に2回以上該当するとき

当該処分事由に係る監督処分の基準について、営業停止の期間を2分の3倍に加重した上で、当該加重後の基準に従い、営業停止処分を行うこととする。

### ② 建設業者の複数の不正行為等が一の指示処分事由に2回以上該当するとき

原則として指示処分を行うこととする。なお、不正行為等が建設業法第28条第1項各号の一に該当するものであるときは、当該不正行為等の内容・程度等により、営業停止処分を行うことを妨げないものとする。

## 5 不正行為等を重ねて行った場合の加重

### (1) 営業停止処分を受けた者が再び営業停止処分を受ける場合

営業停止処分を受けた建設業者が、当該営業停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に再び同種の不正行為等を行った場合において、当該不正行為等に対する営業停止処分を行うときは、情状により、必要な加重を行うこととする。なお、先行して行われた営業停止処分の処分日より前に行われた不正行為等により再び営業停止処分を受ける場合は、この限りでない。

## (2) 指示処分を受けた者が指示に従わなかった場合

建設業者が指示の内容を実行しなかった場合又は指示処分を受けた日から3年を経過するまでの間に指示に違反して再び類似の不正行為等を行った場合（技術者の専任義務違反により指示処分を受けた建設業者が再び専任義務違反を犯すなどの場合をいう。）には、情状を重くみて、営業停止処分を行うこととする。

## 6 営業停止処分により停止を命ずる行為

営業停止処分により停止を命ずる行為は、請負契約の締結及び入札、見積り等これに付随する行為とする。営業停止処分を受けた建設業者が当該営業停止の期間中に行えない行為及び当該営業停止の期間中でも行える行為の例は、別表のとおりとする。

## 7 不正行為等を行った企業に合併等があったときの監督処分

不正行為等を行った建設業者（以下「行為者」という。）に、不正行為等の後、合併、会社分割又は営業譲渡があった場合で、行為者の営業を承継した建設業者（以下「承継者」という。）の建設業の営業が、行為者の建設業の営業と継続性及び同一性を有すると認められるとき

- ① 行為者が当該建設業を廃業している場合には、承継者に対して監督処分を行う。
- ② 行為者及び承継者がともに当該建設業を営んでいる場合には、両者に対して監督処分を行う。

## 三 監督処分の基準

### 1 基本的考え方

#### (1) 建設業法第28条第1項各号の一に該当する不正行為等があった場合

当該不正行為等が故意又は重過失によるときは原則として営業停止処分を、他の事由によるときは原則として指示処分を行うこととする。なお、個々の監督処分を行うに当たっては、情状により、必要な加重又は減輕を行うことを妨げない。

#### (2) (1)以外の場合において、建設業法の規定（第19条の3、第19条の4及び第24条の3から第24条の5までを除き、入札契約適正化法第13条第3項の規定により読み替えて適用される第24条の7第4項を含む。）、入札契約適正化法第13条第1項若しくは第2項の規定、又は履行確保法第3条第6項、第4条第1項、第7条第2項、第8条第1項若しくは第2項若しくは第10条の規定に違反する行為を行ったとき

指示処分を行うこととする。具体的には、建設業法第11条、第19条、第40条、第40条の3違反等がこれに該当するものとする。

**(3) 不正行為等に関する建設業者の情状が特に重い場合又は建設業者が営業停止処分に違反した場合**

建設業法第29条の規定により、許可の取消しを行うこととする。

**2. 具体的基準**

**(1) 建設業者の業務に関する談合・贈賄等（刑法違反（競売入札妨害罪、談合罪、贈賄罪、詐欺罪）、補助金等適正化法違反、独占禁止法違反）**

- a 代表権のある役員（建設業者が個人である場合においてはその者。以下同じ。）が刑に処せられた場合は、1年間の営業停止処分を行うこととする。
- b その他の場合においては、60日以上の営業停止を行うこととする。この場合において、代表権のない役員又は政令で定める使用人が刑に処せられたときは120日以上の営業停止処分を行うこととする。
- c 独占禁止法に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令の確定があった場合（独占禁止法第7条の2第18項に基づく通知を受けた場合を含む。）は、30日以上の営業停止処分を行うこととする。
- d a～cにより営業停止処分（独占禁止法第3条違反に係るものに限る。）を受けた建設業者に対して、当該営業停止の期間の満了後10年を経過するまでの間にa～cに該当する事由（独占禁止法第3条違反に係るものに限る。）があった場合は、a～cにかかわらず、それぞれの処分事由に係る監督処分基準に定める営業停止の期間を2倍に加重して、1年を超えない範囲で営業停止処分を行うこととする。

**(2) 請負契約に関する不誠実な行為**

建設業者が請負契約に関し（入札、契約の締結・履行、瑕疵担保責任の履行その他の建設工事の請負契約に関する全ての過程をいう。）、社会通念上建設業者が有すべき誠実性を欠くものと判断されるものとしては、次のとおり監督処分を行うこととする。

**① 虚偽申請**

- i 公共工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をしたときその他公共工事の入札及び契約手続について不正行為等を行ったとき（iiに規定される場合を除く。）は、15日以上の営業停止処分を行うこととする。
- ii 完成工事高の水増し等の虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたときは、30日以上の営業停止処分を行うこととする。この場合において、平成20年国

土交通省告示第85号第一の四の5の(一)に規定する監査の受審状況において加点され、かつ、監査の受審の対象となった計算書類、財務諸表等の内容に虚偽があったときには、45日以上の営業停止処分を行うこととする。

#### ② 一括下請負

建設業者が建設業法第22条の規定に違反したときは、15日以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、元請負人が施工管理等について契約を誠実に履行しない場合等、建設工事を他の建設業者から一括して請け負った建設業者に酌量すべき情状があるときは、営業停止の期間について必要な減軽を行うこととする。

#### ③ 主任技術者等の不設置等

建設業法第26条の規定に違反して主任技術者又は監理技術者を置かなかつたとき（資格要件を満たさない者を置いたときを含む。）は、15日以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、工事現場に置かれた主任技術者又は監理技術者が、同条第3項に規定する専任義務に違反する場合には、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

また、主任技術者又は監理技術者が工事の施工の管理について著しく不適当であり、かつ、その変更が公益上必要であると認められるときは、直ちに当該技術者の変更の勧告を書面で行うこととし、必要に応じ、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

#### ④ 粗雑工事等による重大な瑕疵

施工段階での手抜きや粗雑工事を行ったことにより、工事目的物に重大な瑕疵が生じたときは、7日以上の営業停止処分を行うこととする。

#### ⑤ 施工体制台帳等の不作成

施工体制台帳又は施工体系図を作成せず、又は虚偽の施工体制台帳又は施工体系図の作成を行ったときは、7日以上の営業停止処分を行うこととする。

#### ⑥ 無許可業者等との下請契約

建設業者が、情を知りて、建設業法第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けないで建設業を営む者、営業停止処分を受けた者等と下請契約を締結したときは、7日以上の営業停止処分を行うこととする。

また、建設業者が、情を知りて、特定建設業者以外の建設業を営む者と下請代金の額が建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結したときは、当該建設業者及び当該特定建設業者以外の建設業を営む者で一般建設業者であるものに対し、7日以上の営業停止処分を行うこととする。

### (3) 事故

## ① 公衆危害

建設業者が建設工事を適切に施工しなかったために、公衆に死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより、その役職員が業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合で、公衆に重大な危害を及ぼしたと認められる場合は、7日以上の営業停止処分を行うこととする。それ以外の場合であって、危害の程度が軽微であると認められるときにおいては、指示処分を行うこととする。

また、建設業者が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼすおそれが大であるときは、直ちに危害を防止する措置を行うよう勧告を行うこととし、必要に応じ、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

## ② 工事関係者事故

役職員が労働安全衛生法違反により刑に処せられた場合は、指示処分を行うこととする。ただし、工事関係者に死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合で、特に重大な事故を生じさせたと認められる場合には、3日以上の営業停止処分を行うこととする。

## (4) 建設工事の施工等に関する他法令違反

他法令違反の例は次のとおりであるが、監督処分に当たっては、他法令違反の確認と併せて、当該違反行為の内容・程度、建設業の営業との関連等を総合的に勘案し、建設業者として不適当であるか否かの認定を行うこととする。

### ① 建設工事の施工等に関する法令違反

#### i 建築基準法違反等

- a 役員又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。
- b 建築基準法第9条に基づく措置命令等建設業法施行令第3条の2第1号等に規定する命令を受けた場合は指示処分を行うこととし、当該命令に違反した場合は3日以上の営業停止処分を行うこととする。

#### ii 廃棄物処理法違反、労働基準法違反等

- 役員又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

#### iii 特定商取引に関する法律違反

- a 役員又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以

外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

- b 特定商取引に関する法律第7条等に規定する指示処分を受けた場合は、指示処分を行うこととする。

また、同法第8条第1項等に規定する業務等の停止命令を受けた場合は、3日以上の営業停止処分を行うこととする。

## ② 役員等による信用失墜行為等

### i 法人税法、消費税法等の税法違反

役員又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

### ii 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律違反（第32条の2第7項の規定を除く。）等

役員又は政令で定める使用人が刑に処せられた場合は、7日以上の営業停止処分を行うこととする。

## ③ 健康保険法違反、厚生年金保険法違反、雇用保険法違反

i 役員又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

ii 健康保険、厚生年金保険又は雇用保険（以下「健康保険等」という。）に未加入であり、かつ、保険担当部局による立入検査を正当な理由がなく複数回拒否する等、再三の加入指導等に従わず引き続き健康保険等に未加入の状態を継続し、健康保険法、厚生年金保険法又は雇用保険法に違反していることが保険担当部局からの通知により確認された場合は、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、3日以上とする。

## （5）履行確保法違反

a 履行確保法第5条の規定に違反した場合は、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、15日以上とする。

b 履行確保法第3条第1項又は第7条第1項の規定に違反した場合は、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

#### 四 その他

- ① 建設業許可又は経営事項審査に係る虚偽申請等建設業法に規定する罰則の適用対象となる不正行為等については、告発をもって臨むなど、法の厳正な運用に努めることとする。
- ② 不正行為等に対する監督処分に係る調査等は、原則として、当該不正行為等があった時から3年以内に行うものとする。ただし、他法令違反等に係る監督処分事由に該当する不正行為等であって、公訴提起されたもの等については、この限りでない。
- ③ 監督処分の内容については、速やかに公表することとする。

#### 五 施行期日等

- ① この基準は、平成14年5月1日から施行する。
- ② この基準は、その施行後に不正行為等が行われたものから適用する。

## 建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 新旧対照表

改正案	現 行
<p><b>三 監督処分の基準</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 具体的基準</p> <p>(1) 建設業者の業務に関する談合・贈賄等（刑法違反（競売入札妨害罪、談合罪、贈賄罪、詐欺罪）、補助金等適正化法違反、独占禁止法違反）</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 独占禁止法に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令の確定があった場合（独占禁止法第7条の2第18項に基づく通知を受けた場合を含む。）は、30日以上の営業停止処分を行うこととする。</p> <p>d (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 建設工事の施工等に関する他法令違反</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ <b>健康保険法違反、厚生年金保険法違反、雇用保険法違反</b></p> <p>i 役員又は政令で定める使用者が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。</p> <p>ii 健康保険、厚生年金保険又は雇用保険（以下「健康保険等」という。）に未加入であり、かつ、保険担当部局による立入検査を正当な理由がなく複数回拒否する等、再三の加入指導等に従わず引き続き健康保険等に未加入の状態を継続し、健康保険法、厚生年金保険法又は雇用保険法に違反していることが保険担当部局からの通知により確認された場合は、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、3日以上とする。</p> <p>(5) (略)</p>	<p><b>三 監督処分の基準</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 具体的基準</p> <p>(1) 建設業者の業務に関する談合・贈賄等（刑法違反（競売入札妨害罪、談合罪、贈賄罪、詐欺罪）、補助金等適正化法違反、独占禁止法違反）</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 独占禁止法に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令の確定があった場合（独占禁止法第7条の2第13項に基づく通知を受けた場合を含む。）は、30日以上の営業停止処分を行うこととする。</p> <p>d (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 建設工事の施工等に関する他法令違反</p> <p>①・② (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(5) (略)</p>

# 国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成24年10月24日

国土交通省土地・建設産業局

## 11月1日より建設業の健康保険等の加入状況に関する 確認・指導が始まります！

国土交通省をはじめとする関係機関では、建設業の社会保険未加入問題に関する様々な対策を講じております。その一環として、建設業法施行規則を改正（平成24年国土交通省令第52号・5月1日公布）したところですが、当該改正内容が、11月1日より、以下のとおり施行されますので、改めてお知らせいたします。

- ① 建設業の許可・更新の申請時に、新たに健康保険等の加入状況を記載した書面を提出していただきます（別添1参照）。
- ② 特定建設業者が作成する施工体制台帳等の記載事項に、健康保険等の加入状況が追加されます（別添2参照）。

公布時の報道発表資料につきましては以下のURLをご参照ください。

[http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13\\_hh\\_000156.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000156.html)

また、これに伴い、社会保険未加入企業への加入指導を以下のように開始いたします。

- ① 国・都道府県の建設業担当部局は、許可・更新申請者の健康保険等の加入状況を確認し、未加入であることが判明した企業に対しては、加入指導を実施します。
- ② 国・都道府県の建設業担当部局は、立入検査等により、建設業者の健康保険等の加入状況や元請企業による下請企業への指導状況を確認し、未加入等であることが判明した企業に対しては、加入指導等を実施します。

なお、建設業の社会保険未加入対策については、国土交通省ホームページの「建設業の保険未加入対策」を御覧願います。

[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk2\\_000067.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000067.html)

（問い合わせ先）

土地・建設産業局建設業課

建設業適正取引推進指導室 課長補佐 高芝、許可係長 石島、調査係長 熊木

代表 (03)5253-8111(内線24715, 24718, 24724)

直通 (03)5253-8277 FAX (03)5253-1553

※ 具体的な申請や記載に関するお問い合わせ等は、地方整備局等・都道府県の各建設業許可担当部局へお問い合わせ願います。

様式第二十号の三（第四条関係）

## 健康保険等の加入状況

営業所の名称	従業員数	保険加入の有無			事業所整理記号等
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
	人 (人)				健康保険 厚生年金保険 雇用保険
	人 (人)				健康保険 厚生年金保険 雇用保険
	人 (人)				健康保険 厚生年金保険 雇用保険
	人 (人)				健康保険 厚生年金保険 雇用保険
	人 (人)				健康保険 厚生年金保険 雇用保険
合計	人 (人)				

## 記載要領

- 「営業所の名称」の欄は、別記様式第一号別紙二に記載した順に記載すること。
- 「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数(建設業以外に従事する者を含む。)を記載すること。( )内には、役員又は個人事業主(同居の親族である従業員を含む。)の人数を内数として記載すること。
- 「保険加入の有無」の「健康保険」の欄については、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。ただし、健康保険法(大正11年法律第70号)第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくなったものとみなされるものに限る。以下同じ。)については、記入を要しない。
- 「保険加入の有無」の「厚生年金保険」の欄については、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。ただし、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくなったものとみなされるものに限る。以下同じ。)については、記入を要しない。
- 「保険加入の有無」の「雇用保険」の欄については、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となつたことについての公共職業安定所の長に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては健康保険組合名)を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(○○支店等)一括」と記載すること。
- 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(○○支店等)一括」と記載すること。
- 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店(○○支店等)一括」と記載すること。

年 月 日

## 施工体制台帳（作成例）

【会社名】

【事業所名】

建設業の 許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日	
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日	
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日	
工事名称 及び 工事内容				
発注者名 及び 住所				
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日	
契 約 営業所	区分	名 称	住 所	
健康保険 等の加入 状況	保険加入 の有無	健康保険 加入・未加入 適用除外	厚生年金保険 加入・未加入 適用除外	雇用保険 加入・未加入 適用除外
	事業所 整理記号 等	区 分	営業所の名称	健康保険 厚生年金保険 雇用保険
	元請契約 下請契約			
発注者の 監督員名	権限及び意見 申出方法			
監督員名	権限及び意見 申出方法			
現 場 代理人名	権限及び意見 申出方法			
監 理 技 術 者 名	專 任 非專 任	資 格 内 容		
專 門 技 術 者 名		專 門 技 術 者 名		
資 格 内 容	資 格 内 容			
担 当 工 事 内 容	担 当 工 事 内 容			

## &lt;&lt;下請負人に関する事項&gt;&gt;

会 社 名	代表者名			
住 所				
工事名称 及び 工事内容				
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日	
建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日	
工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日		
	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日		
健康保険 等の加入 状況	保険加入 の有無	健康保険 加入・未加入 適用除外	厚生年金保険 加入・未加入 適用除外	雇用保険 加入・未加入 適用除外
事業所 整理記号 等	営業所の名称	健康保険 厚生年金保険 雇用保険		
現場代理人名				
権限及び 意見申出方法				
主任技術者名	專 任 非專 任			
資 格 内 容				
安全衛生責任者名				
安全衛生推進者名				
雇用管理責任者名				
専門技術者名				
資 格 内 容				
担当工事内容				

健康保険等の加入状況の記入要領は次の通り。

- ① 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受けない営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」）を○で選ぶ。
- ② 元請契約には元請契約に係る営業所について、下請契約には下請契約に係る営業所について記載する。なお、元請契約に係る営業所と下請契約に係る営業所が同一の場合には、下請契約の欄に「同上」と記載する。下請負人の営業所の欄には、請負契約に係る営業所について記載する。
- ③ 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記載する。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載する。
- ④ 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載する。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載する。
- ⑤ 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載する。被統一事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載する。

年 月 日

### 再下請負通知書（作成例）

直近上位  
法文者名

【報告下請業者名】  
住所

元請名称

会社名  
代表者名

#### 〈自社に関する事項〉

工事名称 及び 工事内容			
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	注文者との 契約日	年 月 日

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日
建設業の 許 可	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日

健康保険 等の加入 状況	保険加入 の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険			
		加入	未加入	加入	未加入	加入	未加入
		加入	未加入	加入	未加入	加入	未加入
		未加入	適用除外	未加入	適用除外	未加入	適用除外

監督員名	
権限及び 意見申出方法	
現場代理人名	
権限及び 意見申出方法	
主任技術者名	専任 非専任
資格内容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

#### 〈再下請負関係〉

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名		代表者名	
住 所			
工事名称 及び 工事内容			
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日
建設業の 許 可	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日

健康保険 等の加入 状況	保険加入 の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険			
		加入	未加入	加入	未加入	加入	未加入
		加入	未加入	加入	未加入	加入	未加入
		未加入	適用除外	未加入	適用除外	未加入	適用除外

現場代理人名	
権限及び 意見申出方法	
主任技術者名	専任 非専任
資 格 内 容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
専門技術者名	
資 格 内 容	
担当工事内容	

健康保険等の加入状況の記入要領は次の通り。

- ① 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受けた営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、從業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
- ② 営業所の名称には、請負契約に係る営業所について記載する。
- ③ 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記載する。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載する。
- ④ 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載する。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載する。
- ⑤ 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載する。越続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載する。